

## 産業部門の対策・施策の見直しについて

産業部門の対策・施策については、現時点において入手可能な資料やデータに基づき暫定的に評価したところ、現状のままでは、現大綱の想定通りの温室効果ガス排出削減効果が得られる確実性が低い対策・施策も含まれているものと考えられる。

今後、さらに新しい資料やデータなどを踏まえて、より精密な評価を行う必要があるが、今後の対策・施策の見直しの検討に当たっては、削減効果の確実性を向上させるために、幅広く検討を行うことが適当であると考えられる。このため、本資料では、大綱の対策・施策の強化の方向性について概観した。

なお、この資料の数値を含む記述内容は、現時点において入手可能であった資料やデータに基づき検討した暫定的なものであり、今後、さらに新しい資料やデータ及び中央環境審議会その他の関係審議会の議論を踏まえて変わりうるものであることに注意を払う必要がある。

## 1. 検討の前提

4月16日の当部会資料では大綱の対策の暫定的な評価等に基づき温室効果ガスの排出量の将来見通しが推計され、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出量については、2010年において基準年比+5.9～+6.5%程度の増加と見込まれた。エネルギー起源CO<sub>2</sub>の大綱における目標値は基準年比±0%とされているが、革新的技術開発・国民各界各層の更なる地球温暖化対策の推進の分も含めれば、基準年の排出量から総排出量の2%減少が目標となる。いずれにせよ、エネルギー起源CO<sub>2</sub>については、目標と排出量見込みとの間に大きな乖離があり、追加的対策・施策の導入が必要である。

エネルギー起源CO<sub>2</sub>のうち、産業部門の2010年の排出量見込みは、4月16日の当部会資料によれば、基準年比-4.4～-3.1%<sup>※</sup>（暫定値）である。一方、業務その他部門、家庭部門、運輸部門は、それぞれ+28.3%、+21.2%、+19.2%と大幅に増加する見通し（暫定値）である。業務その他部門・家庭部門については、大綱の目安は基準年比-2%とされているが、国民各界各層の更なる地球温暖化対策の推進の分も含めれば、それぞれ、-6%、-11%となる。こうした数値を達成することは2002年の排出量（それぞれ+36.7%、28.8%）から4割程度を削減することを意味し、これは前回議論した追加的対策を考慮しても容易なことではない。

以下においては、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するべく、エネルギー起源CO<sub>2</sub>全体について、基準年排出量から総排出量の2%分減少させるためにはどうしたらよいかという視点と、エネルギー起源CO<sub>2</sub>のうちの産業部門の目安（基準年比-7%）をいかに確実に達成するかという視点の双方を併せて検討を行う。

※なお、以下の対策・施策は、実施可能なオプションを並べたものであり、このうちどれを選択し、どのように組み合わせるかという点も含め審議いただきたい。

---

\* 総合資源調査会需給部会の、エネルギー起源CO<sub>2</sub>に係る産業部門の追加的対策を講じた場合の2010年排出量見込みは、基準年比-9%となっている。一方、上記の中央環境審議会の産業部門に係る排出量見込み-4.4～-3.1%は、追加的対策を講じない場合のものである。

## 2. 国内排出量取引制度

### <対策の概要>

- 国内排出量取引制度とは、「企業等に排出枠を交付し、企業等の中で排出枠を取引できることとし、各企業等は期末に実排出量に応じた排出枠を行政機関に提出しなければならない」とする制度であり、以下のような特長を持つ。

#### ①費用効率性（資料1－2のp1参照）

- ・ 排出量取引制度は、市場メカニズムを活用し、一定量の削減を実現する上で全体としての削減コストを最小化するものであり、経済的手法の代表的なものの一つ。
- ・ 排出枠価格よりも限界削減コスト\*が低い企業はより多く削減し、削減分を売ることができる。排出枠価格よりも限界削減コストが高い企業は、交付された排出枠総量よりも実排出量が多くなりそうなときは、排出枠を買ってくることができる。
  - 排出枠価格よりも限界削減コストが低い場合のみ削減を行う。
- ・ 京都メカニズム（CDM/JI等）やEU排出量取引制度等とリンクすることにより排出枠価格の低下・安定化が図られ、より費用効率的に排出削減を実現することができる。
- ・ 一定量の削減を行うというコミットメントを前提とすれば、国内排出量取引制度を導入し、かつ、京都メカニズムや他国の国内排出量取引制度とリンクすることが、全体としての削減コストを最小化する手段である。
  - このため、EUにおいても、京都議定書を遵守するという強い政治的意思のもと、遵守コストを最小化するための手法として、域内排出取引制度の導入と京都メカニズムとのリンクが決定されている。

※ 排出量取引制度は、アメリカにおいて硫黄酸化物を対象に1990年に開始された。温室効果ガスについては、前述のEUのほか、2001年にデンマークで、2002年にイギリスで導入され、ノルウェー（2005年～）、スイス（2005年～）、カナダ（2008年～）においても導入が予定されている。EUとカナダ、ノルウェーなど各国国内排出量取引制度とのリンクに関する検討も始まっている。（資料1－2のp2参照）

---

\* 削減量の一単位増加によって生じる総削減費用の増加分のこと

## ②温暖化対策としての効果

- ・ 「排出枠の交付総量」が「対象となる企業等からの排出総量」となるため、効果的に排出削減を図ることができる。  
(※なお、京都メカニズム等とリンクさせた場合には、対象となる企業等は、海外からのクレジット調達により、排出枠交付総量よりも多く排出することが可能となるが、その分、海外で削減がなされる（CDM/JIの場合等）ため、温暖化対策としての効果は基本的に同じである。)
- ・ 硫黄酸化物による大気汚染は地域的な効果を持つため、特定の地域に排出増が偏った場合には当該地域の環境が悪化する可能性があるが、温室効果ガスによる温室効果は全地球的なものであり、より排出量取引制度になじむといえる。
- ・ 排出枠の取引が対象企業等に柔軟な対応を可能とするため、アメリカの酸性雨プログラムにおける遵守率はほぼ100%である。こうした達成率を規制的手法により実現するのは容易でなく、環境対策としての効果が取引の存在によって高められているといえる。
- ・ また、排出削減により余った排出枠を売ることができるため、追加的な削減努力を行うインセンティブとなり、より一層の排出削減が図られる。

※京都議定書自体が、世界規模のキャップ&トレード型の排出量取引制度であり、国内排出量取引制度は京都議定書ともよく整合し、議定書遵守に適した制度である。

## ③京都メカニズムの本格的な活用策としての効果

- ・ 国内排出量取引制度と京都メカニズムをリンクさせ、対象企業等が排出枠提出義務を果たすのにCDM/JIクレジットを使えることとすれば、対象企業等はCDM/JI事業への着手及びCDM/JIクレジット取得を強く動機づけられることとなる。
- ・ また、政府は、提出されたCDM/JIクレジット等を京都議定書遵守に用いることができる。
- ・ このようにして京都メカニズムが本格的に活用されることにより、我が国はより低いコストで京都議定書の削減約束を達成することができる。  
(※資料3のとおり、国内排出量取引制度は、企業に対するCDM/JIクレジット獲得の動機付け及び政府によるクレジット取得という点から、京都メカニズム活用策として最も効果の高いものである。)

## 【排出量取引制度によるコスト削減の例】

### ○ アメリカ環境保護庁の酸性雨プログラム

- ・ 同プログラムは、発電所からの硫酸化物の排出を 8.5 百万t削減（1980 年レベルの半分）すること等を目的とし、1990 年に開始。各発電所に取引可能な排出枠を交付。
- ・ 硫酸化物の実排出量は、1980 年の 17.3 百万トンから 2002 年には 10.2 百万トンにまで減少した。
- ・ アメリカ環境保護庁に確認したところ、排出量取引導入により、2010 年の予測排出削減コストが約 8 割削減されたとのことである。  
（資料 1 - 2 の p3 参照）

### ○ EU域内排出量取引制度

- ・ EU委員会は、EU15 カ国が国境を越えた取引を行わずに各国の目標を達成する場合と比べ、EU域内排出量取引制度の導入により、目標達成コストが少なくとも 13 億ユーロ（約 1700 億円）削減されるとする。  
(COM(2001)581)
- ・ EUにおいては、京都議定書の目標達成に対する強い政治的意思が基盤となり、議定書遵守をいかに費用効率的に達成するかが議論され、費用効率的に議定書の目標を達成するための手段として域内排出量取引制度が導入された。

### 【国内排出量取引制度は統制経済か】

- 我が国においては、「国内排出量取引制度はきわめて経済統制的であり市場経済になじまない」との主張がなされることがあるが、こうした主張は経済学的な根拠を持つのであろうか。
- 国内排出量取引制度は、前述のとおり、市場メカニズムを活用し、生産量の増加に伴い排出が増えた場合にも、排出枠を購入する等の柔軟な対応が可能な制度であり、生産量割当てとはまったく異なる。
- 排出枠の供給が不十分な場合に生産量を抑制するおそれがあるとの主張があり得るが、国内的にも対策実施による排出枠の供給の余地は十分にあり、また、特に、京都メカニズムや他国の国内排出量取引制度とリンクした場合は、排出権取引市場を通じて、海外からクレジットを調達することも可能となり、対象企業等からの排出は国内の排出枠交付総量に限られるものではない。
- また、カナダのように原単位目標を採用しつつ排出権取引制度を組み立てることも可能であり、様々な工夫による柔軟な制度設計が可能な制度と言える。
- 排出枠を無償で交付する方式（グランドファザリング）を採用する場合には、排出が増加した場合も、購入する必要があるのは、排出枠交付総量を超える部分のみである。
- 努力して削減に成功した企業等は、余った排出枠を売ることにより利益を得ることができ、追加的な削減を行うインセンティブとなる。
- また、国内排出量取引制度は、排出量の検証、排出枠の仲介といった新たな環境ビジネスを創出・活性化する効果がある
- 国内排出量取引制度は自由主義経済を信奉するアメリカ共和党政権下で考案された制度であり、EUにおいても導入されようとしているものである。このように、排出権取引を統制経済とする主張は、国際的にもみられない主張であり、経済学的な根拠を持つものとは言えない。

○ 考えられる制度案としては、例えば、以下のようなものがある。

### ①対象施設指定型の制度

- ・ 温室効果ガスを一定量以上排出する大規模排出源を対象施設として指定。
- ・ 対象施設には、政府が排出枠を交付。
- ・ 対象施設は、期末に、排出量と同量の排出枠を政府に提出する義務。
- ・ 対象施設は、交付された排出枠を売買できる。
- ・ 対象施設は、排出量を算定し、第三者機関による認証を受けた上で、政府に報告する義務。
- ・ 対象施設は、排出枠提出義務を果たすに当たり、京都メカニズムによるクレジット（CER/ERU等）を使用できる。

### ②自主参加型の制度

- ・ 自主的に制度に参入し、具体的な削減目標（絶対量又は原単位目標）についてコミットした企業が、その目標を達成するために、排出枠等を取引。
- ・ 絶対量目標を設定した企業については、当初から排出枠を交付し、すぐ取引可能。総排出量が排出枠等保有量以下であれば、目標達成。（キャップ&トレード方式）
- ・ 原単位目標を設定した企業については、  
$$\frac{\text{総排出量} - \text{排出枠等保有量}}{\text{経済活動量}}$$
が目標原単位以下であれば、目標達成。目標を超過達成した場合には、その分だけクレジットが交付され、これを売ることが可能。（ベースライン&クレジット方式）
- ・ 自主的に削減目標についてコミットした企業に対しては、何らかのインセンティブを付与。
- ・ 削減目標達成に当たり、京都メカニズムによるクレジット（CER/ERU等）を使用できる。

※ なお、自主参加型の排出量取引の試行事業については、参考資料1-1（環境省排出量取引試行事業の成果について）参照。排出量の算定・検証を実際に行い、目標の達成状況を確認するとともに、排出枠等の取引も活発に行われるなど（計約240万tCO<sub>2</sub>）、排出量取引制度に関する貴重な知見の蓄積がなされた。

※ 排出量の算定・検証方法については、参考資料1-2及び1-3参照。

## ○対象とする排出について

- ・ 国内排出量取引制度は、排出枠の交付や排出量の検証といったプロセスを必要とする。このため、例えば家庭部門などをこうした制度の対象とすることは困難である。制度運用上は、ある程度まとまった量の温室効果ガスを排出する排出源を対象とするに適している。
- ・ 企業等からの温室効果ガスの排出には、主として以下の2種類がある\*。

### ①直接排出

- ・ 企業等が所有又は経営支配下においている施設・設備からの直接の排出  
(化石燃料の燃焼、生産プロセスにおける排出 等)

### ②電気・熱の使用に伴う間接排出

- ・ 企業等が他者から供給された電気・熱を使用したときに、その電気・熱を作るに当たって電気事業者又は熱供給事業者が所有又は経営支配下に置いている施設・設備からの排出
- ・ 電気・熱について、一国の国内排出量取引制度内で、①と②の両方を対象とするとすれば、同じ排出・削減が二重に評価されることとなるため(ダブルカウント)、電気・熱については、①と②のいずれかを選択することとなる。
- ・ EU域内排出量取引制度は、①の直接排出のみを対象としている。この場合、
  - ・ 電力会社も対象となるため、限られた大規模排出源のみを対象としても排出量を比較的広くカバーできる
  - ・ 炭素含有量の少ない燃料への転換を促進する効果がある(さらに、排出枠価格の電力料金への転嫁により省エネルギーのインセンティブともなる。)といった特徴がある。
- ・ イギリスの国内排出量取引制度は、電力については②のみ(発電用燃料以外は①)を対象としている。この場合、
  - ・ 電力使用者の省エネ努力を促進する効果がある。発電用燃料以外の燃料については炭素含有量の少ない燃料への転換を促進する効果がある。
  - ・ ごく小口の電力使用者までを制度の対象に含めることは困難であるため、カバーする排出量は直接排出のみに着目した場合に比べると狭くなりがちといった特徴がある。我が国においては、業務その他部門の排出が増えている状況を踏まえると、電力については②に着目して省エネ努力を促進することも検討に値すると考えられる。

---

\* その他の間接排出として、A. 需要発生による間接排出(事業活動の委託先からの排出、廃棄物処理を委託した処理業者からの排出等)、B. 製品等の供給による間接排出(事業者が製造又は販売した製品等を他者が使用又は廃棄するときに、消費者側で発生する温室効果ガスの排出)がある(参考資料1-2 環境省「事業者からの温室効果ガス排出量算定ガイドライン(試案)」参照)が、こうした排出については、排出量の算定が容易でないため、こうした排出まで含めた国内排出量取引制度は現在のところ存在しない。

## <削減効果>

○削減効果については、排出枠の交付総量による。

(なお、前述のとおり、京都メカニズムや他国の国内排出量取引制度とリンクすれば、各企業は海外からクレジット等を調達し対応することができるため、国内対象企業等からの実排出総量は、排出枠の交付総量に限られるものではない。)

### 3. 経団連自主行動計画について

#### (1) 経団連自主行動計画の目標値と産業部門-7%との関係

- (社)日本経済団体連合会(以下「経団連」という。)の自主行動計画の目標は、「2010年度に産業部門及びエネルギー転換部門からのCO<sub>2</sub>排出量を1990年度レベル以下に抑制するよう努力する」というものである。

経団連は、この目標は省エネ努力に限ったものでなく、エネルギー供給側の取組や工業プロセス部門も一体として含んだものと説明している(経団連ヒアリング参照)。しかし、この場合、経団連自主行動計画参加企業以外への対策は高性能工業炉の導入促進など260万tCO<sub>2</sub>分しかないため、仮に経団連自主行動計画参加企業からの排出が1990年度比±0%であったとした場合にも、高性能工業炉の導入促進等だけでは残りの-7%分の削減には足りない。(3月10日地球環境部会資料2-3参照)

#### (2) エネルギー起源CO<sub>2</sub>に係る産業部門の排出量とその増減要因

- エネルギー起源CO<sub>2</sub>に係る産業部門の2002年度の排出量は、基準年比-1.7%である。(図1参照)

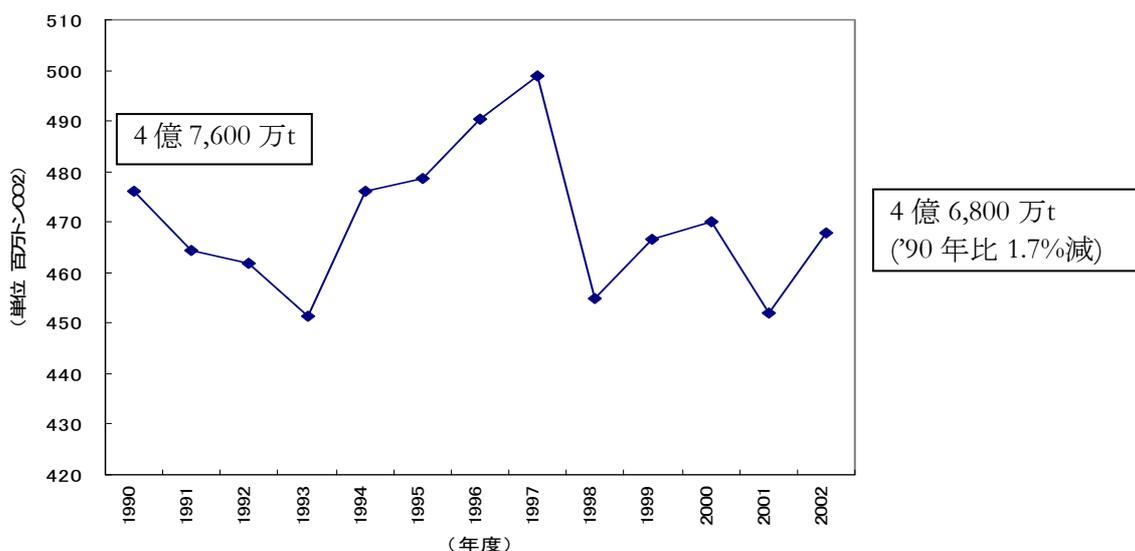


図1 産業部門のCO<sub>2</sub>排出量の推移

- CO<sub>2</sub>排出量の増減には、
  - ①生産活動の変化
  - ②エネルギー供給に係るCO<sub>2</sub>排出原単位の変化(炭素含有量の少ないエネルギーへのシフト)
  - ③エネルギー消費原単位の変化(省エネ対策)が主に影響を与える。  
企業の省エネ努力が反映されるのは、③のエネルギー消費原単位の変化である。

一方、①生産活動の変化については経済動向や産業構造の変化の影響、②エネルギー供給CO2 排出原単位の変化については電力の電源構成の変化の影響によるところが大きい。

○ 図2は、1990年度から2002年度までの産業部門（製造業のみ。農林水産業、鉱業及び建設業を含まない。）におけるエネルギー起源CO2 排出量の変化を要因別に分解することにより、この間において省エネ対策効果がCO2 排出量の削減にどれだけ貢献したかを評価したものである。いかなるデータを用いるか等によって結果が異なりうるため、この評価が絶対的なものとはいえないが、この表からは以下の事項が示唆される。（要因分析の手法については、資料1-2のp4参照）

- ◆1990～2002年に製造業のCO2 排出量が微減したのは、主として①生産活動の減少と、②エネルギー供給に係るCO2 排出原単位の改善によるもの
- ◆省エネ対策が影響を与える③エネルギー消費原単位の変化は、逆にCO2 排出量の増加要因となっている。

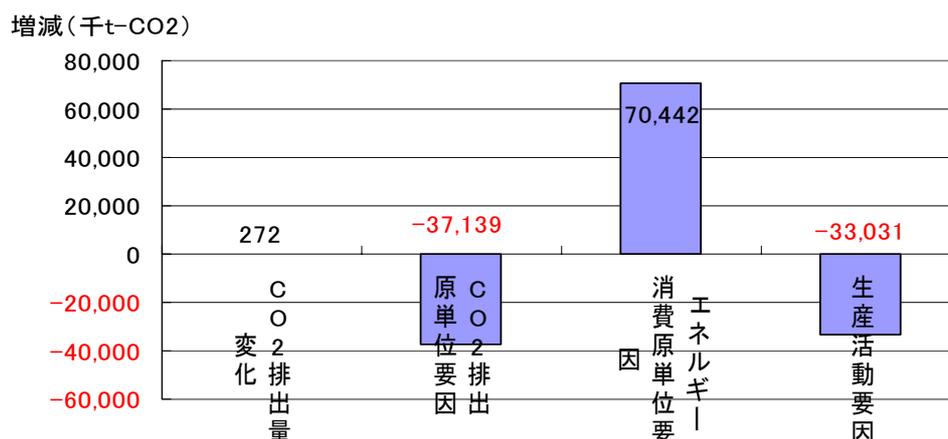


図2 製造業におけるエネルギー起源CO2 排出量増減の要因(1990～2002年度)

(注1) 本算定の対象は製造業に限定されているため、各要因の排出量増減を合計したCO2 排出量変化(+27.2万tCO<sub>2</sub>、1990年度比+0.06%)は、産業部門全体の排出量の変化(-800万tCO<sub>2</sub>減、1990年度比-1.7%)と一致しない。また、エネルギー転換部門固有分及び工業プロセス部門を含んでいないため、例えば、鉄鋼業における石灰石・ドロマイト使用に伴うCO<sub>2</sub>排出削減努力といった要素は、上記分析には反映されていない。

(注2) 生産活動を示すパラメータとしてIIP(鉱工業指数)を利用しており、製品単価の低下によるエネルギー原単位悪化の影響は考慮されていない。

(注3) 生産活動の減少(1990年:101.2→2002年:93.3)は、設備稼働率の低下(1990年:114.1→2002年:93.5)を招き、エネルギー消費原単位を悪化させる傾向がある。また、高付加価値品の増加等に伴いエネルギー消費が増加する場合もある。したがって、省エネ努力が単純にエネルギー消費原単位の増減に反映されるわけではない。

## 【参考】

日本エネルギー経済研究所では、1966年以降のデータから製造業エネルギー消費の要因分析を行っている。以下のグラフより、製造業のエネルギー消費増減において、エネルギー消費原単位要因（エネルギー利用効率の向上を反映）は1990年までは減少要因となっていたのに対し、1991年以降は逆に増加要因となっていることが分かる。

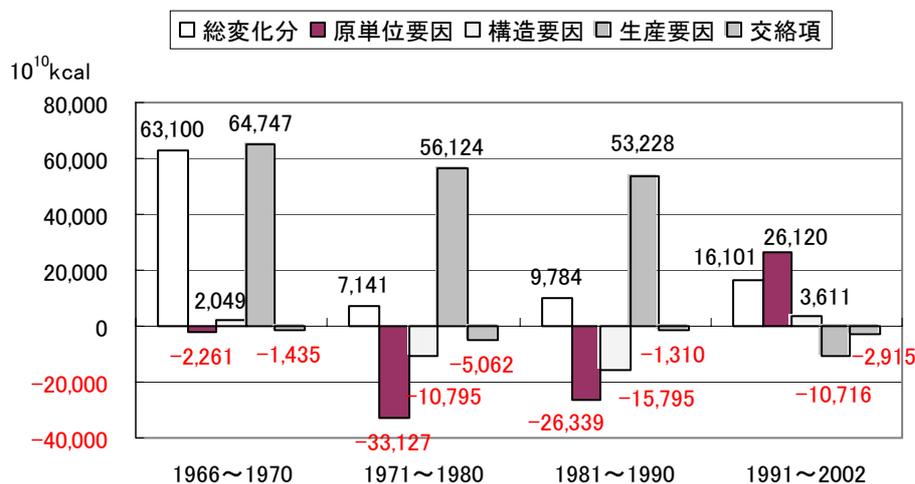


図3 製造業エネルギー消費の要因分析(IIPベース)

### (3) 経団連自主行動計画の目標について

- 1) 2010年のエネルギー起源CO<sub>2</sub>に係る産業部門の排出量見込みは、経団連の生産予測に基づいた場合が基準年比-3.1%、(財)日本エネルギー経済研究所の生産予測に基づいた場合が基準年比-4.4%（いずれも暫定値）である。  
産業部門の排出の8割を占める経団連自主行動計画参加企業からの排出も、全体として基準年比±0%よりも大幅に少なくなることが予想される。
- 2) 経団連自主行動計画が策定された1997年当時前提としていた生産量予測が過大なものであった可能性がある。当時前提とした生産量予測は公表されていないので検証できないが、例えば、2001年・2002年の経団連自主行動計画フォローアップ公表資料において、2010年のセメント生産量見通しが1996年実績から年率0.4%ずつ増加する前提で約1億500万tと設定されていたものが、2003年のフォローアップでは8,990万tという予測に下方修正されている。
- 3) (2)のとおり、2002年までの排出量の増減要因分析によれば、エネルギー消費原単位は悪化し排出増要因となっており、生産活動の減少等により全体として排出が微減となっている。
- 4) GDPにおける製造業の占める割合は低下する一方、サービス業の占める割合は一貫して増加しており、産業構造の製造業からサービス業へのシフトが起きていることから、製造業全体としては排出減少傾向に元々あると考えられる（図4参照）。

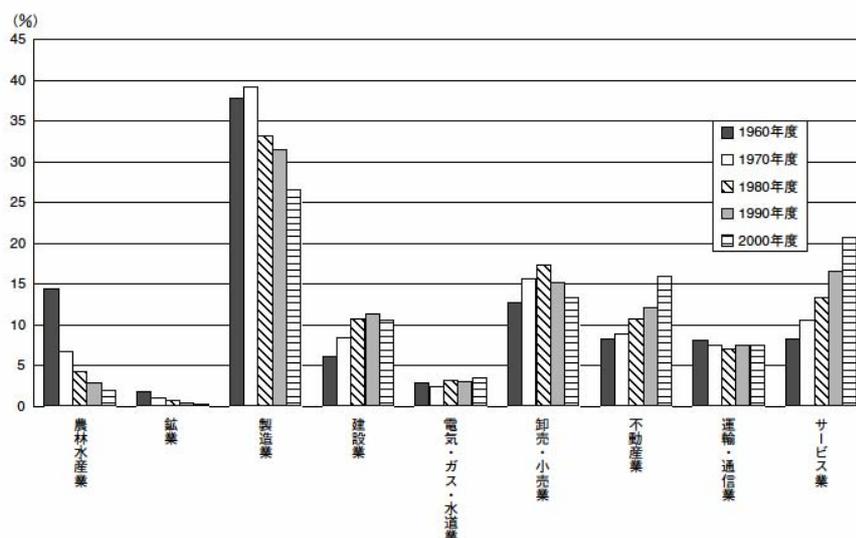


図4 名目GDPにおける産業別の構成比変化(金融保険業を除く)  
(財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」June-2002より抜粋)

- ・ 以上のような事情を踏まえると、経団連として積極的に対策を促進していくためには、経団連自主行動計画の目標について、大綱の産業部門の目標を踏まえ、見直しをすることが適当ではないか。
- ・ なお、「自主行動計画は京都議定書の合意に先立って開始されたものであり、国別目標との整合性を念頭においた目標設定でない」(2003年度環境自主行動計画評価報告書：環境自主行動計画第三者委員会)との説明がされているが、第2ステップにおいて引き続き経団連自主行動計画を産業部門の対策として位置づけるためには、経団連自主行動計画の目標が大綱の目標と整合したものである必要がある。

#### (4) 経団連自主行動計画の対策スキームとしての確実性・透明性の担保

##### ① 確実性の担保

(※①については、経団連自主行動計画の目標と、大綱上のエネルギー起源CO2に係る産業部門の目標との整合が図られるという前提での検討である。

##### ○ 政府との協定化

- ・ 現在の経団連自主行動計画は、全体目標達成のための仕組みや、各業種の目標と全体目標の達成との関係が明確でないという問題がある。
- ・ こうした点を改善するためには、政府と経団連や各業種がそれぞれ具体的な目標値を含めた協定を結ぶことが必要ではないか。

- ・ その際、全体目標と各業種の目標との関係について十分に説明がなされる必要がある。
- ・ また、協定においては、目標不遵守の場合の措置、追加的対策等についても記載されるべきである。協定を締結した業界に対するインセンティブについても検討すべきである。

#### ○各業種の目標の大綱への記載

- ・ また、各業種の具体的な目標値を大綱に記載し、各業種の目標達成を政府とコミットすることも考えられる。

#### ②透明性の確保

自主的取組が国民の理解を得るためには、徹底した透明性の確保が不可欠。  
このため、以下のような取組が必要ではないか。

- ・ エネルギー種別の使用量と使用した排出係数など、算定の基礎データの公表の一層の推進
- ・ 経団連に提出された基礎データ（燃料使用量、排出係数等）、各業種の目標、要因分析等について、専門的な能力と人手を有する専門機関による妥当性の検証の実施

## 4. 事業者による温室効果ガス排出量の算定・報告・公表の制度化

### (1) 導入の必要性

#### ①PDCAサイクル確立の基盤として

- ・ 各事業者が排出削減対策をとる上では、まず、自らが直接・間接に排出する温室効果ガスの量を把握することが必須の前提となる。これを把握して初めて、排出削減対策を検討し、実施、その効果を排出量によりチェックし、新たな対策を検討するという、Plan-Do-Check-Actionのサイクルが可能となる。
- ・ なお、既に温室効果ガスの排出量を把握している事業者にとっては、それを単に届け出することは追加的な負担にはならない。自らの温室効果ガスの排出量を把握していない事業者については、これを把握することにより対策促進の基礎となる。

※事業者自らが温室効果ガス排出量を算定し、認識することに意義がある。省エネ法に基づく燃料消費量のデータをもとに行政機関が温室効果ガス排出量を算定した場合、こうした意義・効果は期待できない。

#### ②公表による対策促進のインセンティブ

- ・ 各事業者が算定した排出量について、行政機関に報告し、行政機関が一覧性をもってこれを公表することにより、個々の事業者に対策促進のインセンティブが与えられる。
- ・ なお、この制度は、環境負荷に関する情報の提供と開示を進めることにより、環境に配慮した行動を促進しようとする「情報的手法」の一つであり、定量的な削減を義務づけるものではなく、ソフトな政策手法である。

生産増により排出量が増加した企業は、その旨を説明すればよい。データを隠すのではなく、個々の事業者がこれを公開し、国民に対し積極的に説明責任を果たすことにより、個々の事業者の努力に対する国民の信頼も高まるといえる。

※環境省の調査によれば、CO<sub>2</sub>排出量を公表している企業は約2割に止まる。  
(資料1-2のp6参照)

#### ③事業者による対策推進の必要性

- ・ 産業部門の2010年の排出量見込みは-4.4~-3.1%（暫定値）であり、一層の対策推進が必要である。  
また、2010年のエネルギー起源CO<sub>2</sub>全体の排出量見込みは+5.9~+6.5%

(暫定値)であり、国民各界各層の地球温暖化防止活動等の分も併せて－２％という目標を達成に向けて、大変厳しい状況にある。

- ・ 企業は、産業部門、業務その他部門、運輸部門、工業プロセス部門及びエネルギー転換部門（自家消費分）を通じて、日本全体のCO2排出量の約８割をコントロールする。したがって、エネルギー起源CO2の排出がその目標を達成するためには、企業による一層の対策推進が不可欠である。

また、各企業が、産業部門、業務その他部門、運輸部門、工業プロセス部門等を通じて排出量を把握することにより、各企業は、それぞれの部門のうち最も効率的に排出削減が可能なところから削減行動をとることができるようになり、効率的な排出削減につながる。

#### ④排出量の基礎データの収集

- ・ 業務その他部門については、全国ベースでも業種別の排出量などの基礎データが不足している。
- ・ また、地方公共団体においては、産業部門、業務その他部門、運輸部門等を通じて、排出量把握の方法が限られており、省エネ法のデータも活用できないことから、地球温暖化対策地域推進計画を策定し、地域の実情に応じた対策を講じていく上でのネックとなっている。

各地方公共団体においては、全国的な統計から圏内分を推計したり、圏内の事業所にアンケートをとったりするなどの努力をしているが、正確な排出量を把握することは難しい。このため、条例により排出量を把握できるような制度を導入している地方公共団体も１２団体ある（資料１－２のp8参照）

地方公共団体による対策の推進を支援するためにも、個別企業の排出量データを地方公共団体が入手できるようにすることが必要である。

## (2) 制度の概要

### ○対象

- ・ 一定量以上の温室効果ガスを直接・間接に排出する事業者
- ・ 工場及び事業場。社有車についても対象とすることが考えられる。
- ・ 運輸事業者についても、大規模な事業者については対象とすることも考えられる。

### ○仕組み

- ・ 対象事業者が、温室効果ガスの排出量を算定し、行政機関に報告
- ・ 行政機関は、報告された排出量データを公表

### (3) その他

#### ○算定方法について

- ・ 排出量の算定方法については、昨年7月に環境省が「事業者からの温室効果ガス排出量算定ガイドライン（試案）」を公表し、既に事業者により活用されているところであり、これをベースとすることが可能である。
- ・ 事業者が容易に排出量を算定できるよう、例えば、算定支援ソフトを提供するといった支援を行うことを検討すべきである。

#### ○省エネ法との関係について

以下のような理由から、排出量算定・報告・公表制度と省エネ法とが相まって、事業者による排出削減がより効果的に図られるものと考えられる。

- ・ 個々の事業者の排出量の公表を通じ、個々の事業者の温室効果ガス排出削減対策の促進が期待されること。
- ・ 燃料等の使用量でなく、事業者自らが温室効果ガス排出量を自ら算定し、自らの取組を評価することによって、温暖化対策としてのPDCAが的確になされるようになること。
- ・ 温室効果ガスを算定・報告するだけの制度であることから、省エネ法よりも広い範囲を対象としうる可能性があること。

※各種対策の実現方策としての温暖化対策税の取扱いについては、総合政策・地球環境合同部会施策総合企画小委員会において議論がなされる予定である。